

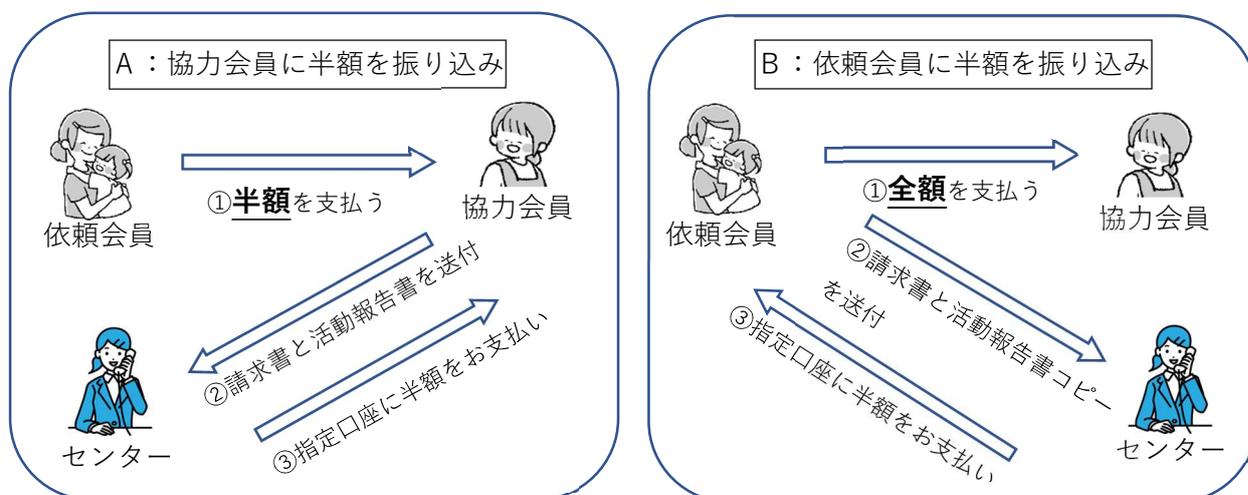
7. 援助報酬の減額制度について

生活保護受給世帯または住民税非課税世帯に該当する場合は、援助報酬の半額を区が負担します。
※交通費、食事などの実費およびキャンセル料は減額の適用外です。

【減額制度の利用の流れ】

- 1 援助活動依頼時に減額制度利用の旨をお申し出のうえ、下記の申請書類を提出してください。
「江戸川区ファミリー・サポート・センター援助報酬減額申請書（生活保護・住民税非課税）」
（※ホームページからダウンロード可能です。）
- 2 区の資格審査後、センターから結果をご連絡します。
- 3 減額制度の利用が承認された場合は、報酬の支払い方法を下記A・Bからお選びください。

- A：① 活動終了後、依頼会員から協力会員へ報酬の**半額**を支払う
② 協力会員からセンターへ「減額制度利用に係る請求書」と「援助活動実績報告書」を提出
（活動報告書および請求書の内容を照合・審査します）
③ センターから協力会員へ**残りの半額**を支払う（原則、お振込みでの対応となります）
- B：① 活動終了後、依頼会員から協力会員へ報酬の**全額**を支払う
② 依頼会員からセンターへ「減額制度利用に係る請求書」と「援助活動実績報告書の写し」
を提出（協力会員から提出される援助活動実績報告書(センター用原本)と併せて内容を
照合・審査します）
③ センターから依頼会員へ**半額**を支払う(※)（原則、お振込みでの対応となります）
※生活保護受給世帯…生活援護課への収入申告が必要になります。



【注意事項】

- ・ 資格承認後の援助活動から減額が適用されます。
- ・ 請求書および援助活動実績報告書は、活動の翌月5日までにセンターへ提出してください。
- ・ 請求の締め日は毎月2日(※)となります。2日までにセンターへ到着した分については、その月の15日にお振込みします。(締め日の翌日以降に到着した場合は翌月15日のお振込みとなります。)
- ・ ただし、年度末(3月)の活動については、必ず4月2日(※)までに請求書及び実績報告書類を提出してください。(期限を過ぎますとお支払いができなくなりますのでご注意ください。)
- ・ 資格を喪失しましたら、必ずセンターまでご連絡ください。(喪失後も利用を続けた場合、資格喪失後の減額料金分を返還していただく場合があります。)

※2日が土日、祝日の場合は、次の平日が締め日となります。